

仕 様 書

1 案件名称 クリアポーチ外 1 点買入（旭区役所）

2 品名・数量

	品 名	材質等	数 量
1	クリアポーチ	寸 法：W200×H110mm 程度 素 材：EVA 製 品 色：クリア、ブラック 各 250 個 印 刷：シルクパッド印刷（1 色刷り） 「あたたかいまち 旭区人権啓発推進会」＋ 当区キャラクター（しょうぶちゃん） 簡易校正 1 回 原 稿：契約後、Word もしくは PDF 形式で入稿する。受注 者は発注者と協議の上、レイアウト案を提出する こと。 包 装 等：OPP 袋、台紙 参考商品：（株）トレードワークス TR-1701	500 個
2	不織布クリーナー	【クリーナー】 寸 法：W210×H200mm 程度 W80×H110mm 程度（パッケージ） 素 材：不 織 布 【ラベル】 寸 法：W70×H100mm 程度 印 刷：1 と同じ 原 稿：1 と同じ 包 装 等：PP 袋 そ の 他：封入作業等含 参考商品：（株）ウチダ モバイルクリーナー（ドライ 2 枚）	1,000 個

3 著作権

作成したデータや成果物に係る使用权及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）の一切は、発注者に帰属するものとする。

4 納入期限 令和 7 年 9 月 30 日（火）

5 納入場所 大阪市旭区大宮 1-1-17
 大阪市旭区役所 地域課（1 階 1 番）

6 その他

- (1) 納入物品は全て未使用新品とすること。
- (2) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (3) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。
契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
- (4) 契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
- (5) 納入日時については、事前に本市担当者と調整すること。
- (6) 納入に際しては、建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (7) 納品物に不具合が発生した場合は、代替品と交換すること。
- (8) 納入品の搬送、納入場所への搬入・等の諸費用は、全て本契約に含むものとする。
- (9) 納品時に納品書を提出すること。

- 7 事業担当 旭区役所地域課
担当者 泉田・浜辺・乾
大阪市旭区大宮 1-1-17
電話番号：06-6957-9734
FAX 番号：06-6952-3248

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

(報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課 電話：06-6957-9625)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること